

ほご 保護のしおり



かとりしふくしじむしょ
香取市福祉事務所

令和7年4月1日 改訂

はじめに

この「しおり」は、^{せいかつ ほ ご}生活保護^{じゅきゅう}を受給するにあたり、

^{せいど}その制度^{せつめい}についてご説明^{ふめい}するものです。ご不明

^{てん}な点がございましたらお^{きがる}気軽^{そうたん}にご相談^{ください}ください。

もくじ

【1】 せいかつ ほ ご 生活保護とは

【2】 せいかつ ほ ご けつてい 生活保護決定までの流れ なが

【3】 ちようさ おこな 調査を行うにあたり

【4】 ほ ご けつてい 保護の決定

【5】 さいご 最後に…

【6】 た その他

【1】生活保護とは

生活保護とは、日本国憲法第25条の理念に基づき生活に困窮しているすべての人に対し、その困窮の程度に応じて金銭等を扶助し、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう保障するとともに、自立に向けた手助けを行う制度です。

にほんこくけんぽう
日本国憲法

※一部抜粋



だい じょう せいぞんけん
第25条(生存権)

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

せいかつほごほう
生活保護法

※一部抜粋

だい じょう ほうりつ もくてき
第1条(この法律の目的)

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

だい じょう ほご ほそくせい
第4条(保護の補足性)

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

だい じょう しんせい ほご げんそく
第7条(申請保護の原則)

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

だい じょう きじゅんおよ ていど げんそく
第8条(基準及び程度の原則)

ほご こうせいろうどうだいじん さだ きじゅん そくてい ようほごしゃ じゅよう
保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を
もと 基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分
おきな ていど おこな
を補う程度において行うものとする。

せいかつ ほご けつてい なが
【2】生活保護決定までの流れ

◇ そうだん
相談



せいかつ ほご そうだん ふくしじむしょ しやくしょ かくししょ
生活保護のご相談は、福祉事務所(市役所)、各支所へ
らいしょ でんわ と あ ちいき
の来所または電話にてお問い合わせください。地域の
みんせいいいん かた そうだん けつこう
民生委員の方にご相談いただいても結構です。



◇ しんせい
申請



しんせい いし かた せいかつ ほご しんせいしょ ひつようじこう
申請意思のある方は「生活保護申請書」に必要事項を
きにゅう ふくしじむしょなど ていしゅつ
記入し福祉事務所等へ提出してください。



◇ ちょうさ
調査



しんせいご ふくしじむしょ ちくたんとういん
申請後、福祉事務所の地区担当員(ケースワーカー)が
しんせいしゃ そく せたい یشان こせき ふようぎむしゃ など
申請者の属する世帯の資産や戸籍(扶養義務者)等につ
ひつよう おう ちょうさ ほうもん おこな
いて必要に応じ調査、訪問を行います。



◇ けつ かけ
結果



しんせいび にちいない ちょうさ じかん よう ばあい
申請日から14日以内(調査に時間を要する場合には
にちいない ほご ようひ けつてい けつかけ
30日以内)に保護の要否について決定します。結果は
ぶんしょ つうち
文書にて通知いたします。

ぼうりょくだんいん げんそく せいかつ ほご う
※暴力団員は、原則として生活保護を受けることはできません。

【3】 ちょうさ おこな 調査を行うにあたり

しんせいご ちく たんとういん 申請後、地区担当員(ケースワーカー)が ちょうさ 調査をするにあたり、つぎ 次のことについて ぎょうりよく ねが 協力をお願いします。

のうりよく かつよう ◆能力の活用

はたら なた のうりよく おう はたら 働ける方は、その能力に応じ働いてください。ふくしじむしょ しゅうろう 福祉事務所では、就労に関する 支援事業所を、必要に応じご案内いたします。また、何かしらの理由で しょうろうこんなん 就労困難な方についても、必要に応じ支援いたします。



しさん かつよう ◆資産の活用

ほゆう よちよきん げんきん せいめいほけん ふどうさんなど しさん 保有する預貯金、現金、生命保険、不動産等の資産は、せいかついじ 生活維持に充ててください。なお、げん きょじゅう 現に居住している土地・家屋については 保有を認める場合があります。また、じどうしゃ ほゆう 自動車の保有は、とくべつ りゆういがい 特別な理由以外に原則認められません。(たにん しょう 他人の所有する自動車の運転も、とくべつ りゆういがい 特別な理由以外には認められません。)



たほう かつよう ◆他法の活用

ねんきん おんきゅう かくしゅてあて 年金・恩給・各種手当など せいかつほごほういがい 生活保護法以外の法律や ほうりつ せいど 制度で活用できるものは、せいかつほご 生活保護より ゆうせん 優先して活用してください。



ふようぎむしゃ えんじょ ◆扶養義務者からの援助

そふ そほ りょうしん こ まごとう ふようしんぞく 祖父、祖母、両親、子、孫等、かた えんじょかのう 扶養親族の方が援助可能である場合には えんじょ 援助を受けてください。

◆ 扶養照会について

生活保護の実施に当たっては、扶養義務者による扶養の可否を判断するため、扶養義務者への照会(以下「扶養照会」といいます。)を行います。ただし、「扶養義務履行が期待できないと判断される扶養義務者」については、扶養照会を行わないこととされています。

○ 扶養義務履行が期待できない者の具体例

- ① 当該扶養義務者が生活保護受給者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者、未成年者、概ね70歳以上の高齢者等
- ② 過去の生活歴等から明らかに扶養できない者
(例: 当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られている、10年程度音信不通である等 著しい関係不良の場合)
- ③ 当該扶養義務者から過去に暴力・虐待の経緯がある等で、扶養を求めることにより明らかに本人の自立を阻害することになると認められる者

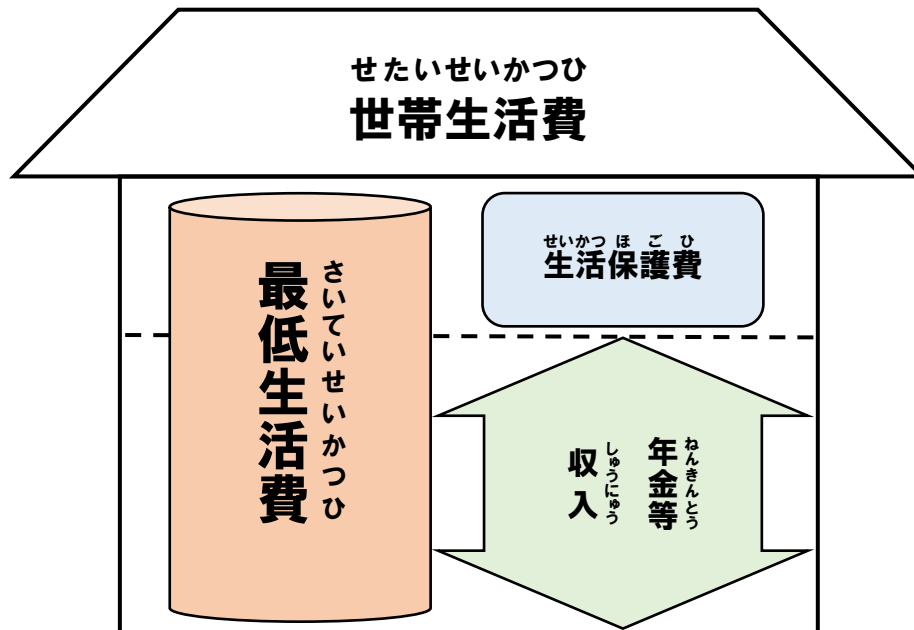
【4】 保護の決定

○世帯単位

生活保護は「世帯単位」で支給することが原則です。ここでいう「世帯」とは「世帯員と一緒に生活し生計を共にしている。」ことを言います。よって、住民基本台帳で別世帯となっても、世帯員と一緒に生活し生計を共にしている場合には同一世帯となります。また、老人介護保健施設入所者、医療機関へ入院している世帯員についても、同一の世帯員となります。



生活保護費について



せいかつ ほ ご ふじょ しゅるい
生活保護(扶助)の種類

せいかつ ほ ご おも しゅるい ふじょ
 生活保護には主に8種類の扶助があります。

せいかつ ふじょ 生活扶助		しょくひ こうねつすいひ ひふくひなど 食費・光熱水費・被服費等
じゅうたく ふじょ 住宅扶助		アパート やちん ちだいなど アパート家賃・地代等
きょういく ふじょ 教育扶助		ぎ む きょういく ともな がくようひんなど 義務教育に伴う学用品等
いりよう ふじょ 医療扶助		びょうき ちりょうひ にゅういんじ 病気・ケガの治療費、入院時の しょくひ ちりょうひなど 食費・治療費等
かいご ふじょ 介護扶助		きょたく しせつとうかいご ひ 居宅・施設等介護サービス費
しゅつさん ふじょ 出産扶助		しゅつさん ひつよう にゅういんひ ぶんべんひなど 出産に必要な入院費、分娩費等
せいぎょう ふじょ 生業扶助		こうとうがっこう しゅうがく かん ひょう 高等学校の就学に関する費用、 しごと ぎじゅつ ぎのう み つ 仕事の技術、技能を身に付けるため ひょう の費用
そうさい ふじょ 葬祭扶助		そうさい かん ひょうなど 葬祭に関する費用等
<p>ほか いちじてき ふじょ つぎ じょうけん きじゅん はんいなど この他に、一時的な扶助として次のようなものがあります。(※条件あり・基準の範囲内)</p> <ul style="list-style-type: none"> • おむつ代 (常時失禁者) • 家具や什器の費用 (生活保護開始時で設置の無い場合等) • 家屋の簡易な修繕費 		

げんがく めんじょ 減額または免除となるもの

せいかつ ほ こ じゅきゅう ばあい げんめんまた めんじょ
生活保護を受給した場合、減免又は免除となるものがあります。

◆市・県民税、固定資産税 ◆国民年金保険料

◆NHK放送受信料 ◆保育料



びょういんじゅしん 病院受診ついて

ほ こしん せいごまた じゅきゅうちゅう ばあい こくみんけんこうほけんしょう つか しゃかい
◎保護申請後又は受給中の場合、国民健康保険証を使うことができません。(社会
ほけんしょう りょうか じゅしん さい ふくしじむしよまた ししよ しんりょういたくしよ も
保険証は利用可。)受診の際は、福祉事務所又は支所で診療委託書をお持ちいた
だくか、ちくたんとういん までご相談ください。きゅう じゅしん にゅういん さい れんらくねが
急な受診や入院の際もご連絡願います。

◎その他注意事項

【重複受診】

おな つき おな びょうき ふくすう いりょうきかん じゅしん
同じ月に同じ病気で複数の医療機関を受診することはできません。



【自己負担するもの】

にゅういんちゅう せんたくだい くすり ようきだい ほけんてきようがい じこふたん
入院中の洗濯代や薬の容器代など保険適用外のものとは自己負担となります。

【交通事故の場合】

あいてがた じこ あいてがた かしつ ばあい だいさんしゃこうい あいてがた ほけん
相手方のいる事故で相手方に過失がある場合(第三者行為)、相手方の保険で
ちりょう せいかつ ほ こひ いりょうふじよひ てきよう じこ あ とき かなら
治療するため生活保護費(医療扶助費)は適用されません。事故に遭った時は、必
ずちくたんとういん まで連絡してください。

【ジェネリック薬の利用】

ふくよう くすり やく ふくよう
服用する薬は、ジェネリック薬を服用してください。

【移送費の支給】

びょういん じゅしん さい ひつようさいていげんど いそうひ しきゅう
病院を受診する際、必要最低限度において移送費が支給される
ばあい
場合があります。



ひ ほごしゃ けんり きむ 被保護者の権利と義務

ふりえきへんこう きんし せいかつほごほうだい じょう ・不利益変更の禁止(生活保護法第56条)

せいとう りゆう な ほご ていし はいし ふりえき へんこう
正当な理由が無く、保護の停止や廃止など不利益な変更をされること

はありません。

せいかつじょう きむ せいかつほごほうだい じょう ・生活上の義務(生活保護法第60条)

つね のうりよく おう きんろう はげ ししゅつ せつやく はか せいかつ いじ こうじょう
常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、生活の維持・向上

に努めてください。

とどけて きむ せいかつほごほうだい じょう ・届出の義務(生活保護法第61条)

きゅうよ ねんきん し おく しゅうにゅう やちん ししゅつ およ しゅうしょく てんしょく
給与、年金、仕送りなどの収入、家賃などの支出及び就職や転職な

ど生計の状況に変化があったとき、また転居や同居、入退院など世帯

構成に変化があるときは、速やかに福祉事務所に届け出てください。

しじとう したが きむ せいかつほごほうだい じょう ・指示等に従う義務(生活保護法第62条)

ふくしじむしょ しどう しじ したが しどう しじ したが
福祉事務所の指導や指示には従ってください。指導や指示に従わず、

義務に違反したときは、保護が停止や廃止となる場合があります。

せいかつほご じゆきゆうちゅう まも 生活保護受給中に守っていただくこと

せたいいん はたら かた のうりよく おう はたら
◇世帯員で働けるひとは、その方の能力に応じ働いてください。なお、

はたら ばあい りゆう ちょうさ ばあい
働けないひとがいる場合には、その理由を調査する場合があります。

こうこうせい しゅうにゅう
※高校生のアルバイトも収入となります。

せいかつひ むだづか せいかつ いじ しょうらい じりつ むど
◇生活費は無駄遣いをせず、生活の維持または将来の自立へ向け努

りよく つと
力するよう努めてください。

げんそく せいかつほご じゆきゆうちゅう しゃつきん
※原則として生活保護受給中は借金をすることはできません。また、

しゃつきん ばあい しゅうにゅう にんてい ぶん ほごひ へ
借金をした場合には収入として認定し、その分、保護費が減ることとな

ります。

◇ 次の時は必ず届け出をしてください。

- 年金、就労、仕送り等で収入を得たとき。
- 世帯員に増減があったとき。
- 世帯員が入院、施設入所となったとき。
- 引っ越しをするときまたは、家賃に変更があったとき。
- 介護保険サービスの利用をはじめたとき。(介護認定)
- 障害者サービスの利用をはじめたとき。(障害手帳の取得)
- 世帯員が亡くなったとき。



◇ 収入の有無に関わらず収入・資産については収入申告書・資産申告書にて定期的に提出してください。

◇ 病気の方は医師の意見に従い元気になるよう療養してください。



◇ みなさんの生活の維持、向上その他保護の目的達成のために、福祉事務所は指示、指導を行うことがありますので、指示や指導には従ってください。また、地区担当員が訪問・調査を行いますので、それを拒否しないでください。

◇ 自動車の保有は原則認められません。他人の所有する自動車を運転することもできません。このような事実が判明したときは、場合により保護の停止や廃止等処分の対象となる場合があります。

(※個別の事情がある場合を除きます。)



ほごひ へんかんおよ ふせいじゅきゅう 保護費の返還及び不正受給について

しりよく しゅうにゅう せいかつ ほごひ う と ぼあい
資力(収入)があるにもかかわらず生活保護費を受け取った場合や、
しよじじょう ほごひ ほんす ぼあい ほごひ へんかん
諸事情により保護費が払い過ぎになった場合など、保護費を返還してい
ただくことがあります。



- かくしゅへんかんきん う と た
•各種返還金を受け取ったとき
- ねんきん てあて う と
•年金・手当をさかのぼりで受け取ったとき
- こうつうじ こ じだんきん ほししょうきん う と
•交通事故の示談金や保証金を受け取ったとき
- しさん ばいきやく しゅうにゅう え
•資産の売却により収入を得たとき

じじつ ちが しんせい きよぎ しゅうにゅう しんこく しんこく
事実と違った申請をしたり、虚偽の収入の申告または、申告をしないな
ふせい ほうほう ほご う ぼあい ちようしゅう ぼあい
ど不正な方法で保護を受けた場合、それらは徴収されることとなり、場合
によっては罰則として加算金の徴収や刑事告発等が行われる場合があ
ります。

ち く たんとういん 地区担当員(ケースワーカー)とは

みなさんが正しく保護を受けられるよう定期的な訪問や必要に応じ調査等を行います。また、保護世帯の生活維持・向上のために助言や指導を行いますので協力してください。また、困ったことや分からないことがあれば相談してください。

みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員とは

みなさんが住んでいる地域には、福祉事務所と協力関係にある民生委員・児童委員さんがいます。民生委員・児童委員さんたちは、みなさんが正しく保護を受けられるよう定期的な訪問を行うことがあります。その際、みなさんの生活維持・向上のために助言を行いますので協力してください。また、困ったことや分からないことがあれば相談してください。

せいかつ ほ ご ひ しきゅう 生活保護費の支給 し きゅう び 〈支給日〉



ほ ご ひ しきゅう び げんそくまいつき にち にち どようび にちようび およ しゅく
保護費の支給日は原則毎月1日です。(1日が土曜日、日曜日、及び祝
じつ ばあい ぜんご へいじつ
日の場合には、その前後の平日。)

しはらいほうほう 〈支払方法〉

ほ ご ひ しはら げんそく しょかい ふくしじむしょなどまどぐち しはら
保護費の支払いは、原則、初回は福祉事務所等窓口でのお支払いとな
り、次回以降は口座振込みとなります。(※支給した保護費は税金がかか
つたり、差し押さえられたりすることはありません。)

【5】最後に…

生活保護受給中には、守らなければいけないこと、しなければいけないことがあります。また、事前に話がなかつたり届け出が遅れることがあった場合には、必要な援助が受けられなかつたり保護が打ち切られることがありますので、ご注意ください。

【6】その他

不服申立

福祉事務所の決定等について、不明な点がございましたら説明を求めてください。その際、納得がいかない場合には、決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に千葉県知事に対し不服申し立てをすることができます。

外国籍の方からの生活保護による保護申請について

外国籍の方には生活保護法上の権利が認められないことを理由として、同法による申請及び決定通知を行うことができないため、申請書及び通知書に記載の「生活保護法」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)と読み替えることとします。そのため行政不服審査の対象外となります。

メモ欄



.....

.....

.....

.....

.....

.....

めんせつ そうだん び
面接・相談日

れいわ ねん がつ にち こぜん ここ じ ふん
令和 年 月 日 午前・午後 時 分
ばしょ
場所 _____

そうだんしゃ
相談者
し めい
氏名

どうせきしゃ
同席者
し めい
氏名
し めい
氏名

こんかい たんとう そうだんいん
今回、担当した相談員は _____ です。

ふめい てん か き れんらくさき ねが
不明な点がありましたら、下記連絡先までお願いします。

かとりし ふくしじむしょ かとりししゃかいふくしか
香取市福祉事務所(香取市社会福祉課)

TEL 0478-50-1209